The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	近代沖縄における長寿者の位相 : 明治30年代の「養老式」と風俗改良運動をめぐって
Author(s)	猪岡, 叶英
Citation	文化/批評. 2014, 6, p. 81-105
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/75721
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

近代沖縄における長寿者の位相
——明治30年代の「養老式」と風俗改良運動をめぐって——

猪岡叶英

はじめに

明治5（1872）年から明治12（1879）年の琉球処分を経て、琉球王国[1]は「沖縄県」として日本の一地域に組みこまれた。その後、明治30年ごろから明治政府の「同化政策」によって言語や風俗習慣などを本土地域と同一化することが求められるようになる。同化政策は、日本による支配の歴史が長い台湾や朝鮮などを中心として実行されたもので、「植民地支配」と結びつけられた語彙であるが、「国民」形成の一環として、「少数民族」にも適応することができ、アイヌ民族や琉球などに対して本土の思想や言語・風俗習慣などと平準化させる政策であった。

明治政府が同化政策を行った背景には、近代日本の新たな版図となった沖縄の言語や風俗習慣が内地と著しく異なっていたこと、日本（明治政府）や天皇に対しての忠誠心の欠如が挙げられる[2]。本土地域においても、身分や地方ごとに言語や習俗の違いがあったものの、当時の沖縄の言語や習俗の差異が統治上の困難とみなされていた。

特に、言語の不通は、政令等が伝わらないとして問題視されており、沖縄の風俗習慣の中でも主に既婚の女性が手の甲に入れる針突（ハジチ）は、身体を傷つける野蛮な行為であるとして嫌悪の対象とされていた。

明治政府は、標準語を教える教員を養成する学校を設置し、学校現場において沖縄の言語風俗を同化させるという方策を当初からとっていたものの、明治27（1894）年の日清戦争における日本の勝利と清の敗北を経た明治30年ごろまで琉球王国の旧慣習及び諸制度を存置させる「旧慣温存政策」をとっていた。明治30年以降になると旧慣改革によって「内地」との制度的な同一化が目指されるようになり、女性の和装への転換、男子の結髪の断髪、和名への改名、針突の禁止、男女の遊興の場としての毛遊び（モーアシビ）の取り締まり、行事の簡素化などが図られるようになる［沖縄県文化振興会史料編集室編2011］。

標準語の沖縄における励行と女性の和装への転換、ハジチの禁止は、学校教員の主導の下、教育現場を中心に行われ、モーアシビの取り締まりや行事の簡素化は、青年・婦人

組織が主体となって進められた。明治政府による沖縄の同化政策に言及した論考では、主に、青少年や壮年層がいかに同化政策の渦の中に巻き込まれていったのかが明らかにされてきた［玉木 2001；嘉納 2010；井谷 2013］。

青少年や壮年層がどのように同化政策に呼応していったのかに注目が集まる一方、老年層、特に沖縄社会の中で長寿者とみなされた人びとに対してどのような同化政策が行われたのかに関心が払われてこなかったといえる。

確かに、当該期における同化政策の担い手は青少年や壮年層であり、規制の対象も多くは青少年や壮年層であった。例えば、玉木園子は、沖縄県青年会の設立までの歴史的経緯や青年会の萌芽として明治期の夜学会が担った役割を分析し［玉木 2001］、嘉納英明は、士族層が多く学制に対する抵抗が根強かった北谷間切を事例に明治30年以降の沖縄における学校や標準語教育がどのようにして受け入れられていったのかを「学事奨励会」の活動の記録などから考察している［嘉納 2010］。

しかし、後述するように、明治30年40年代の『琉球新報』の紙上において公的な行事として長寿者に対する褒賞が報じられたこと、61歳以降の年祝いの祝宴は風俗改良運動の規制対象とされなかったことなどから長寿者に対しても同化のための文化政策が行われていたといえる。

本稿では、先行研究が提示した視点に留意しながらも長寿者をめぐる明治政府（沖縄県）の文化政策および村や字を中心とする風俗改良運動などを取り上げ、それらがいかなる長寿者像を描き出そうとし、長寿者を取り巻く習俗や長寿者のイメージにどのような影響を与えたのか、を明らかにしたいと考える。なぜなら、長寿者をめぐる文化政策や諸活動は、同時代のその他の旧慣改革と結びついて展開しており、長寿者の社会的文化的な立場や役割がいかに規定されたのかを考察すること、すなわち、明治期の同化政策下における長寿者の位相をとらえ直すことは、沖縄がいかに近代日本の網の目の中に組み込まれていったのか、その一端を描き出すことを意味すると考えるからである。

1．近世琉球王国の長寿者褒賞制度と儒教化政策

同化政策下の長寿者に対する政策や活動を考察するにあたっては、近世琉球王国[3]において長寿者がどのような存在とみなされていたのかを考える必要があるだろう。本章では、『球陽（きゅうよう）』［鄭 1971］と『御教条（ごきょうじょう）』［崎浜 1984］の二つ史料を用いて、近世琉球王国が長寿者に対していかなる施策をとり、どのように受けとめられていたかを探る。

『球陽』[4]には、沖縄本島、周辺離島、宮古・八重山にいたるまで、あまねく百歳となった長命の老人（長寿者）を褒賞した記事がある。『球陽』における長寿者に対する褒賞の

初出の記述は、巻之十三、尚敬王（第二尚氏13代　在位1713年～1751年）の25（1738）年に具志川の真境名という百歳の老人についてである（史料1）。具志川の真境名は、子孫繁栄し、年を重ねても耳目が衰えず、血色がよく、畑仕事にも励み、尊敬される人物であると記されている。

史料1

具志邑ノ真境名ハ年一百歳、以テ直チニ黄冠ニ陞シ、並ニ品物ヲ賜フコトヲ蒙ル。

小祿間切具志村ニ一ツノ頤命者アリ。童名ハ牛、俗ニ真境名ト称ス。年一百歳ニ至ル。孫子繁衍シテ五十余六名アリ。耳目已ニ明ニシテ血気亦壮ナリ。恒ニ孫子ヲ率キテ、田野ニ行キ以テ鋤耘ヲナス。コノ年ニ至リ、郡中ノ扱理等、ミナ疏文ヲ具シテ、此事ヲ稟明スルニ、直チニ黄冠ニ稟シ、並ニ糸綿一把木綿二端ヲ賜ヒ以テ旌表ヲ致ス。

ここでは、『球陽』に記された長寿者を褒賞する記述を網羅的に取り扱うことは行わず、数例を取り上げることとする。確かに『球陽』における長寿者の褒賞は明治初めまで行われ続け、時期によって下賜の品に紬や長命を称える匾額や旗が加えられるなどの異同がある。しかし、褒賞の対象者が100歳老人（長寿者）とされ続け、『球陽』の構成に大きな差異がみられないことから、本稿では、長寿者の褒賞制度が始まったとされる尚敬王の後に中山王（琉球王国の王の正式な称号）となった尚穆王の治世においても褒賞制度が継続されていた点を確認するにとどめた。

『球陽』巻之十五、尚穆王（第二尚氏14代　在位1752年～1794年）の2（1754）年によると、沖縄本島（真和志間切・東風平間切・読谷山郡、中頭郡）の百歳老人の4名のうち高安は筑登之座敷位、その他の武太の島袋、真刈の島袋、山戸の玉城は、黄冠位が与えられ、それぞれ糸綿が一把、綿布が二反、下賜されていることがわかる（史料2）。

史料2

二年、真和志並ニ東風平ノ百歳老人ニ爵位物件ヲ賜フ。

真和志間切与儀村ニ高安筑登之親雲上ナル者アリ。東風平間切友寄村ニ武太島袋ナル者アリ。各々身ヲ養フコト謹慎ニシテ、年百歳ニ及ヒ、以テ太平人瑞ヲ呈ス。此レニ因リ高安直チニ座敷位ニ陞シ、島袋直チニ黄冠位ニ陞ス。併ニ糸綿各一把、綿布各二端ヲ奬賜ス。

読谷山郡楚辺村ノ百歳老人ニ爵位物件ヲ賜フ。
読谷山郡楚辺村ノ真刈島袋ハ、身ヲ養フコト謹慎ニシテ、年一百歳ニ及ヒ、以テ太平人瑞ヲ呈ス。コレニ因リ直チニ黄冠位ニ陞シ、併ニ糸綿一把、綿布二端ヲ奬賜ス。
中頭郡百歳老人ニ爵位物件ヲ賜フ。
中頭郡熱田村ノ山戸玉城ハ、身ヲ養フコト謹慎ニシテ、年一百歳ニ及ヒ、以テ太平人瑞ヲ呈ス。コレニ因リ直チニ黄冠位ニ陞シ、併ニ糸綿一把、綿布二端ヲ奬賜ス。

『球陽』には、女性の長寿者に対しても褒賞がおこなわれていたことが記されている。史料3の『球陽』巻之十五尚穆王2（1754）年には、八重山諸島石垣島宮良に住む「赤頭（アクガミ）仲宗根仁屋ノ母」が百歳をむかえ、「黄冠ノ妻」という呼称と糸綿二把が下賜され、103歳という年齢まで生き、亡くなったことが記される。なお、その他の女性の長寿者に対する褒賞に関しても、下賜の品が変わることはあっても、「黄冠ノ妻」という称呼が与えられることが一貫している。

史料3
八重山ノ百歳老女ニ爵位物件ヲ賜フ。
八重山島宮良村ノ赤頭仲宗根仁屋ノ母ハ、名ヲ南風ト曰フ。平素ヨリ謹慎養生ニシテ年一百歳ニ至ル。コレ太平人瑞トス。故ニソノ称呼ヲ賜フテ、黄冠ノ妻ト同クス。併ニ糸綿二把ヲ賜フ。後一百三歳ニ至テ身故ス。

史料2、3からは、①男女において褒賞の内実に異同がみられること、②同じ百歳老人（長寿者）であってもはじめから真和志間切の筑登之（ちくどうん）親雲上の位階にあった高安は筑登之座敷位になり、いわゆる何等の称号も持たない長寿者の場合は黄冠位が与えられている、ことがわかる。

①と②の問題は琉球王国の位階制度に基づいて考える必要があるだろう。

位階制において、黄冠位は、赤冠位と紫冠位の中間にあたるが、百姓身分において、位階が与えられるのは、基本的に男性のみであり、間切（王府時代の行政区画）のために貢献したことが認められた場合や町百姓で特殊な職分に従事した場合が多い。間切のための貢献とは、間切の橋の架け替えといった公共事業にお金を出すことや王府への献金などであり、特殊な職分とは、渡唐船の船頭、御用の料理人や職人などである。黄冠位は、45

歳以上の該当者に与えられていたといい（上限は、勢頭座敷）、35歳以下は、赤冠位の筑登之座敷、25歳以下の場合は、赤八巻であった［琉球新報社 1990：39-62］。

『球陽』において、褒賞されている老人の内、黄冠位を授けられている者や黄冠位ノ妻は、長寿による褒賞以前に冠位を授けられるようなことはなかった人々であると考えられる。つまり、百歳の老人に授けられた黄冠位や黄冠位ノ妻は、多くの人々が前例のないその長命に驚くこと、「以テ太平人瑞ヲ呈ス」ことであり、長生きをしたことそのものに対する褒賞であり、間切への貢献や特殊な技能をもっていない一般の人々が褒賞される数少ない機会であったと考える[5]。

次に、『球陽』には、長寿者に対する褒賞だけでなく、祖父母や父母に、孝行した子や孫が褒賞された記事がある。

巻之十六尚穆王32（1784）年には、渡名喜（とな き）島の亀上原という人物が、父親が91歳あまりで亡くなるまで、歯の悪い父親のために彼の好む食事を妻に作らせ、那覇行の船がある時には酒好きな父親のために酒を買い求めてきてすすめ、夏冬の衣類を十分に用意し、冬の寒い日には薪を燃やして暖かくするなど、父親に衣食住で不便を抱かせたことはなく、親孝行に励んだことが書かれている。また亡くなった際には、島挙げての立派な葬儀をしたとある（史料4）。

史料4

三十二年三月二十八日、渡名喜島亀上原ノ孝行ヲ褒賞ス。

亀上原ハ乃チ渡名喜島ノ人ナリ。父年七十歯牙衰弱シテ、硬物ヲ吃シ難シ。毎日ノ飲食父ノ好ム所ニ従ヒ、妻ヲシテ烹調供進セシム。且ツ父酒ヲ嗜ムルニ因リ、故ニ那覇ノ便アルゴトニ酒ヲ買ヒ来リ、毎日両次コレヲ進ム。夏冬ノ衣服、マタ優カニ供備ス。上原冬日南畝ヨリ回ル時ハ、薪ヲ採ツテ寒ヲ煖ム。又躬ヲ那覇ニ往クノ時ニハ、珍味ヲ買ヒ来リテ進ム。是ヲ以テ父甚ダ喜怡ス。上届（ジヤウカイ）亥ノ年、父年九十有一ニシテ死ス。ソレ生キルニハ則チ怠惰アルコトナク以テ孝養ヲ尽シ、死ルニハ則チ挙島ノ男女供ニ厚葬ヲナス。（中略）ソレ上原ハ外島ノ者ニシテ孝行アリ、且ツ親戚及ヒ島人ニ於テ交ルニ和睦ヲ以テス。況ンヤ本島ノ為メ般々ニ役シテ其便ヲ得タリ。此レニ因ツテ島人ソノ志ニ共感ス。今般ソノ年五十余ナリ。酋長在番地頭等、由ヲ備ヘテ朝廷ニ声明ス。故ニ階越ノ筑登之座敷位ヲ嘉賜ス。

巻之十八尚穆王43年（史料5）には、同じく渡名喜島の牛上原という人物が、父親の病を治すために、島中の御嶽に祈願し、那覇まで行って治療するなど孝行に励み、親戚や島人との関係も良好であることがうかがえる。褒賞の内訳は、亀上原は、筑登之座敷の位階、牛上原は、筑登之の位と、両者ともに褒賞の対象者として推薦をうけた後、赤冠の位階を与えられている。

史料5
渡名喜島牛上原ノ孝行ヲ褒賞ス。
（前略）父親久シク病症ニ染ムニ因リ、常ニ以テ虞ヒトナシテ島中ノ諸嶽ニ禱ル。更ニ父ニ請フテ同シテ那覇ニ往キ、医ヲ延イテ療治スルニ、手足漸ク挙動シテ年七旬ヲ邁ク。此レ誠ニ上原孝感ノ致ス所ナリ。（中略）上原此ノ如ク孝行ヲ尽シ兼ネテ亦毎事能ク辨ス。親族島人ト相交ツテ和睦ナリ。褒賞ヲ賜ハンコトヲ祈ル。百姓頭目ノ具文ニ、酋長在番地頭印結ヲ加具シテ、朝廷ニ報明スルニ、階越ノ筑登之位ヲ賜フ。

以上のように、長寿者だけでなく孝行者が、褒賞されていることから、近世琉球の中で、敬老精神が美徳として褒め称えられるものであったと考える。

なぜ、長寿者や孝行者が近世琉球王国下において褒賞の対象とされたのだろうか。

長寿者に対する褒賞の『球陽』における初出の記述が琉球王国の再興に尽力した蔡温が儒教化政策を進める18世紀前半にあたることから、蔡温の政治政策との関係が考えられる。

蔡温（1682～1761年　琉球の五偉人の一人）は、久米村の「閩人三十六姓」の末裔である蔡氏の分家筋に生まれ、幼少の頃から中国語と儒学を修め、久米村での儒学教師の経験を経て、1708年には福州（現在の福建省）にあった琉球館付の役人として3年間逗留し、儒学、詩文、風水術を学んだ。帰国後は、世継ぎであった尚敬の教育を担当し、即位後は、諸職に従事し、尚敬王15（1728）年には、王府の最高官である三司官に登用され、尚敬王が死去した翌年の1752年に辞するまで、二十数年にわたって林業、農業、商業を奨励し、それらに関わる法的制度を整え、政治機構の再編などにも着手した［都築2002］。

蔡温が三司官であった尚敬王19（1732）年に発布された『御教条』（史料6）には、80歳以上の老人は千人万人の中で、一人か、二人いるかどうかであり大切にせねばならず、老人を粗末に扱うことは孝行心が希薄であることを示しており、孝行心をもって老人を宝物として大事にしなければならないと記されている。また、『御教条』には孝行に言及し

た箇所があり、人間の道として、孝行は、すべての人民が実践すべき道徳であり、親に対して孝があるものは君に対して忠があり、君に仕えて忠がないものは孝がないとある。

史料6

一　人間の道と申すは孝行題目に候、孝行と申すは諸士百姓共其身の行跡題目にして家中人数其外親戚縁者に至る迄睦敷取合尤も御奉公人は国家の為何篇入精、又、百姓等は家業油断相働各々件の勤を以て父母安心させ候義、孝行と申す事に候、若し行継不宜或は家中親族縁者取合不睦或は御奉公に付て忠義の心立無之或は家業の働致油断ヶ様の不届共有之候ては何程父母へ衣食の類結構相備へ候共父母安心無之積に候、此心得を以て諸士百姓共孝行の勤可致執行事。

(中略)

一　八十歳以上の老人は千萬人の内一両人こそ罷居候、親族縁者は不及申雖為他人大切に存じ其取持可有之候、老躰の人とて或は之を欺き或は之を侮り候は畢竟天性孝心の薄き故に候、上下共孝心題目に存じヶ様の老人は世上の宝物と相心得別して大切に可致取持事。[崎浜 1984：18-20]

『御教条』は、蔡温の立案によって出されたものであり、その内容は、儒教道徳において人として守るべき五つの道（五倫）である君臣の義（君は礼をもって臣を遇し、臣は君に忠を尽くす)、父子の親（父は慈、子は孝)、夫婦の別（夫は外と交友し、妻は家を守る)、長幼（ちょうよう）の序（兄（長者）を先にし、弟（幼者）を後にする)、朋友の信（言葉を慎み、偽りがない）が説かれており、特に、父子関係の「孝」と君臣関係の「忠」、「忠孝」を重視している［琉球新報社 1990：181-209]。

『御教条』は、毎月一日と十五日に各間切の番所で農民らに読み聞かせられ、下級役人の子弟が通う筆算稽古所（ひっさんけいこじょ）で子どもの手習いとして使用されていた。このことは、長寿者を大切にすることや孝行に励むことが上級役人だけでなく、下級役人や農民などにも認識される機会が与えられていたことを示している。『球陽』にみられる長寿者の褒賞は、『御教条』の80歳以上の老人を大切にすることを国として明示しており、孝行者の褒賞は、五倫の中の孝を実践した者に対する褒賞であったと指摘できる。沖縄における長寿者に関わる儀礼を分析した安達義弘も、長寿者の褒賞は儒教化政策の一環であり、『御教条』の記述に年寄りを大切にすることが挙げられていることから、近世の琉球王国において敬老精神が醸成され、現代の長寿者に対する価値観が形成されたと指摘している［安達 1999]。

これらの点から、『球陽』における長寿者や孝行者の褒賞は、近世琉球王国が、儒教化

政策をとる中で、儒教の敬老思想を浸透させるねらいが込められたものであったと考えられる。

2. 明治の新聞にみられる長寿者像と「養老式」

琉球王国が日本の領土内に編入された明治以降、長寿者に対する褒賞は異なった様相を見せることになる。本章では、明治時代の県や各郡の長寿者を褒め称える性格を持つ「養老式（会）」を告知する新聞記事や式典の様子を報じた新聞記事から、近代以降の沖縄の人々が抱いていた長寿に対するイメージや近世琉球王国時代の長寿者に対する褒賞制度との形式上の差異を指摘したい。具体的には、明治30年代から40年代の『琉球新報』［沖縄市史編集1986］の記事を考察の対象時期とした。沖縄において旧慣温存政策から本土地域への同化が励行された時期であるためである。また、記事の収集にあたっては、「長寿者」または「養老式（会）」の語彙を含む紙面を考察対象とし、新聞記事の引用においては、明治時代の年号は「明」と記し、『琉球新報』は「琉新」と表記した。

明治31年9月17日付の記事では、「矍鑠たるかな此翁」の見出しで、まず「矍鑠」という年をとっても丈夫で元気のいいさまが提示される。記事の中では、87歳の老翁が、耳は遠いが視力が衰えておらず体が丈夫であること、長生きの秘訣を腹八分目の食事をして、よく運動すること、と説明している。また、子孫に恵まれ、子や孫も健康であることが書かれている。

> 「鑊鑠たるかな此翁」（明31・9・17・土・琉新）
> 越来間切山内村百五十九番地士族山内翁ハ、当年八十余七歳の高齢なれど壮者も及ばざる程の身体丈夫なる由にて、耳は少しく遠けれども眼力は衰へず燈火にて猶ほ細字を観得る程なりと云ふ。（中略）翁が欺く長寿を得しは、平素よく摂生に注意し、物の美悪を問はず、食事は一定時間に胃袋の八分位にて止むの良習慣を養ひ、又能く運動せしに因れりと云ふ。（中略）翁の子孫は百有余名の大繁昌にて、翁及び嫡子嫡孫の三婦夫とも壮健なりと云ふ。

明治40年1月5日の県庁において執り行われた「養老式」を伝える記事の中でも、那覇に住む勝連ゴセイという長寿者を視力聴力が衰えず、見た目が若々しい「健康」長寿の理想的人物として賞賛している。「其長寿と健康を拝し合へりき」と長寿者を拝み仰ぐ対象ともしている。

「養老式」（明40・1・5・土・琉新）
（前略）中にも勝連ゴセイは文化十三年五月二十日の出生にて、即ち旧歳末日にて満九十歳と八ヶ月の高齢に達せるに拘らず、視力聴力ともに少しも衰えず、歩行自由にして腰曲がらず、其風彩気力尚ほ六、七十歳の人の如し。昨日其県庁に出頭するや、見る人其の老体に似合わず頑丈なる容貌に接して讃美せざるものなく、此身体ならば尚ほ百歳の長寿を保つは容易なるべしとて、其長寿と健康を拝し合へりき。

また、同記事では、長寿者の男女比を取り上げ、女性が長生きする確率が高いことに注目し、長寿の秘訣を探り、長寿にあやかろうとする意図がみられる。明治41年9月29日の記事においても、長寿者の職業経験、住環境、食事や幼い頃からの病歴などの共通項を見出した上で、長寿の秘訣を知ろうとする意識が通底している。

「中頭群の長寿者」（明41・9・29・水・琉新）
（前略）
其の生活程度は中位にして、女子は紡績裁縫、男子は農業に従事し、住所は平常乾燥にして湿気を覚ることなく、室内は空気の流通も宜しく、食事は一日一度若くは二度位米飯を食し、他は甘藷のみにて摂養し来り。概ね幼時の頃より重病に罹り医薬を服したることなきものの如し。

明治30年、40年代の『琉球新報』の記事にみられたような子孫繁栄、心身が壮健であるとの共通点は、第1章で取り上げた『球陽』の具志川の真境名という百歳の老人についての項にも見出すことができ、沖縄において「子孫繁栄、心身が壮健である」ことが長寿者にふさわしい条件と考えられてきたといえるだろう。

しかし、『球陽』の長寿者の褒賞が記述された項では、長寿の秘訣を探ろうとする意図はみられない。そして、明治30年、40年代の『琉球新報』の記事からは、孝行者が褒賞対象となったとの記載は見出せない。なぜこのような差異がみられるのだろうか。

明治30年、40年代の記事は、主に沖縄の人びとの習慣や性質を内地と比較して記述しながら内地に近づく努力をすることを喧伝する性格を持つものが多く、「分析的に」記事を書くことが求められ、常に内地並になることが目指されていたと考えられる。

このことが先鋭化してみえるのは、明治36（1903）年、大阪天王寺で催された第5回内国勧業博覧会において、台湾、中国、朝鮮、アイヌ、沖縄などの人びとが住む住宅をパビリオン内に再現し、その仮の住宅の中で生活する様子を通じて人種の多様性を展示する

「学術人類館」の設置が問題視された出来事（いわゆる「人類館事件」）［吉見 1992；松田 2003］における『琉球新報』の反応である。『琉球新報』の紙上では、日本（日本人）である沖縄が「アイヌ」やその他の人種と同一に展示された点に対する憤慨が書かれ、台湾やアイヌについて繰り返し「生蕃」「野蛮人種」と表象している。紙面上において繰り返し「人類館事件」が報じられることは当時の日本が周縁とみなしていた、もしくは、周縁とみなそうとしていた国や地域に対する見方・考え方を沖縄においても援用し、内在化していく過程であったととらえることが可能であり、そのことは同時に台湾やアイヌなどと沖縄は異なり「臣民」になることができる「主体」として沖縄を創りだすことでもあったと考える。

加えて、明治30年40年代は、沖縄の中に日本（内地）を発見すること、琉球王国以来の沖縄が培ってきた宗教や文化を日本との比較を経て肯定的にとらえ直すことが行なわれ始めた時期である。沖縄学の父とされる伊波普猷は、明治44年の「琉球史の趨勢」において、アイヌや台湾（「生蕃」と表記）は、「ピープル」（人民）であるが沖縄（琉球民族）は「ネーション」（国民）として存在しえたと語る［伊波 2000（1911）］。伊波が意図した「ピープル」とは文明が未発達な人民を指し、アイヌや台湾はいまだ「ピープル」の状態であるが、琉球王国を母体とする沖縄は日本の万葉集に匹敵する『おもろさうし』や中国との冊封関係の中で育まれた様々な制度や文化を持つ「ネーション」であるとの認識があったと指摘されている［屋嘉比 2010］。

このような文脈の中で、明治30年、40年代の長寿者の長生きを賞賛し、その秘訣を探る記事をとらえ直すならば、長生きするような優れた衣食住の環境に沖縄があること、内地並の環境にあることを示そうとする意図が考えられる。沖縄県（明治政府）の政策下で沖縄の住環境が整えられつつあるという前提においては、実際に長寿者の衣食住の良し悪しを左右する子や孫の存在は不可視化されなければならなかった。明治以降の沖縄において制度上、長寿者の長命とその功労を称える側に立ち褒賞を授けるのは、琉球国王でも、当人の子や孫でもなく、天皇陛下となったからである。

また、長寿者に対する褒賞のあり方について琉球王国時代との差異も見落してはならないだろう。琉球王国下の褒賞対象者は、百歳であり、褒賞として、冠位、糸綿、綿布、紬や長命を称える匾額や旗などが下賜される。

一方、明治時代の新体制下においても長寿者に対する褒賞は行われるが、対象者は、百歳から満年齢の90歳以上となり、冠位が与えられることはなく、毎年の12月31日までに既定の年齢に達した者が翌年の1月政治日（せいしび）（役所の御用始（ごようはじめ）の日）において「養老式」に参列することができるとの規定が定められていることが、明治40年9月29日の記事から

看取できる。

「中頭郡の長寿者」(明40・9・29・日・琉新)
中頭郡中、本年十二月三十一日迄に於て齢満九十以上に達する者は総数八名にして、内男二名、他六名は女子なりと云ふ。右八名は来年一月政治日に於いて養老式に参列すべき有資格者なりと云ふ。今八名の氏名を間切別に挙ぐれば左の如し。(後略。下線、引用筆者)

明治41年9月29日の「中頭郡の長寿者」や明治43年12月28日「本年の長寿者」などからも、12月末までに満90歳に達し、1月の「養老式」に出席することが通例化していたといえるだろう。

「中頭群の長寿者」(明41・9・29・水・琉新)
本年十二月末日までに於いて満九十歳に達する同郡長寿者は左の如し。(後略)

「本年の長寿者」(明43・12・28・水・琉新)
来春四日の政治始めに於て県庁に於て、例年の通り養老式を挙行□満九十歳に達せる長寿者に対して金品を授与する筈。長寿者は、男五名、女二十四名にして姓名は左の如し。(後略。□は引用書中の記載をそのまま表記)

先に引用した明治40年1月5日付の記事「養老式」は、同月4日に県庁で行われた「養老式」の様子を詳細に伝えている。同記事によれば、本人が近くに在住し健康であれば式に参列し、遠方に住む場合や健康が優れない場合には、代理人を立てることができると記されている。養老式当日は、まず、晴れ着に身を包んだ長寿者が駕籠に乗り、多数の子や孫に付き添われ、午前8時ごろに県庁に出頭し、県吏の案内によって控室に類する部屋で休憩したとある。午後10時ごろになると、長寿者もしくは代理人が式場に案内され着座し、続いて知事が高等官や地方係吏員らを伴って入場し一同着席した後、長寿者もしくは代理人の姓名が知事によって読み上げられ、辞令と賞品の受け取りが行なわれたとある。辞令と賞品の授与後は、長寿者のみ茶菓子と昼食の饗応があったと記される。記事には、式典当日の式場内の配置図(図2－1)、辞令の範例(図2－2)や賞品の内訳が掲載されている。辞令には、「我聖朝ノ深ク嘉賞シ給フ所」とあり、「天皇」の代理として知事が褒賞を対象者である長寿者に下賜していることがうかがえる。

図２－１　式典当日の式場内の配置図

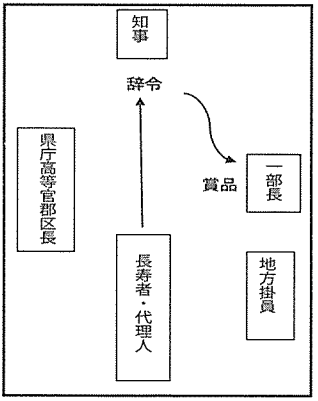

名前を呼ばれた長寿者は席を立ち、一礼し、知事から辞令を受け取った後、一部長前で賞品を受け取る。

図２－２　辞令の範例

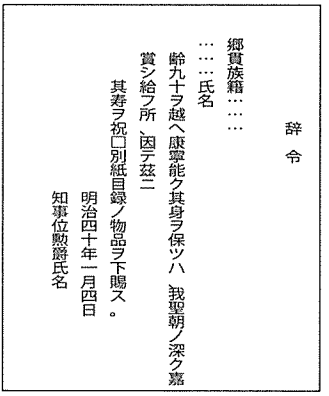

（図２－１、図２－２　沖縄市史編集、1986年、317-319頁より筆者作成、図２－２の□は引用書中のまま）

辞令の中の「別紙目録ノ物品」とは一部長前の賞品のことであり、その内訳は「紬一反、真綿白目、金一円五十銭乃至二円五十銭（両区及、宮古、八重山のものは金一円五十銭、島尻・中頭両郡のものは金二円五十銭、国頭郡のものは金二円なり。又た、代理人は両区のものは金一円、島尻・中頭郡のものは金一円五十銭なり）」［沖縄市史編集 1986:317-319］であったという。

「両区」とは、「那覇区」と「首里区」を指しており、「養老式」の賞品は、紬や真綿とお金であったこと、地域や本人か代理人かによって金額が異なっていたことが読みとれる。地域ごとになぜこのような違いが設けられていたのかについては今後の課題としたいが、いずれの金額も当時の勤め人の一カ月の報酬を上回る金額であり、名誉なことと受け止められていたと考えられる。同記事では、沖縄本島や周辺離島の長寿者に対しては、本人が来られない場合も、必ず代理人を出して辞令物品を受け取らねばならないが、宮古、八重山については、郵送されていたこと、参列予定の24名の長寿者の内、実際に本人が参列

したのは4名のみで残りは代理人であったことが続いて書かれている。

以上のような「養老式」は、県庁でおこなわれただけでなく、各郡でも実施されていたことが、明治41年11月10日に「中頭郡の養老会」の記事からうかがえる。

「中頭郡の養老会」(明41・11・10・火・琉新)
(前略)
▲越来村　三日午後十時より、越来尋常高等小学校に於て長寿者十四名に対し、村長仲宗根松助より手拭と菓子を贈り、後ち酒肴に移りたるが、余興には生徒の運動会ありて、閉会したるは午后四時過なりと。

「中頭郡の養老会」では、式典の場が尋常高等小学校となり、手拭いと菓子が祝いの品として贈られ、余興として運動会を見学している。「中頭郡の養老式」は、県庁における「養老式」と比べ規模が小さいものの、村の行事の一環として「養老会」がおこなわれていたことを示しているといえるだろう。

以上、式に参加する長寿者の描かれ方や式の形態を新聞記事から考察してきた。近世琉球王国における長寿者褒賞と明治30年、40年代の新聞記事にみられた「養老式」は、長命を称えるという地平において共通しているが、長寿者の表象のされ方や儀礼の形態には明らかな違いがみられた。第3章では、「養老式」が行なわれるようになった背景から近代の沖縄において長寿者を褒賞することが含んでいた意味を考えたい。

3.「養老杯下賜」と沖縄の「養老式」

明治30年代から40年代の『琉球新報』の記事にみられる「養老式（会)」という名称は、本土地域の新聞記事などでは管見の限り見当たらない。しかし、『官報』の記述からは、主に大日本帝国憲法発布や大正天皇の即位の際などに、80歳以上や90歳以上の長寿者に対して金品や品物の贈与をおこなった「養老盃下賜」「養老金下賜」が行われていたことがわかる。

『官報』明治20（1887）年2月4日付の第1077号によれば、沖縄において明治20年1月4日に、県下の90歳以上の男女を県庁に招集し、紬や真綿とお金が下賜されていることが記されている。「養老式」という名称は使用されていないが、『琉球新報』の明治30年、40年代の記事と同様に「養老式」の会場は県庁であった。官報に雑事として掲載されていることから、下賜金は、明治政府から支出されたものである。長寿者に対する褒賞金の下賜が明治政府の体制下で行われるようになったことを示していると考えられる。

明治22年の第1790号の『官報』（1889年6月19日）の雑事によれば、大日本帝国憲法を記念した養老盃下賜における沖縄県の養老金下賜人員は、90歳以上は118人（男24人、女94人）、80歳以上は2,184人（男616人、女1,568人）であった。沖縄県の男女の総養老金下賜人員は、2,302人である。同年7月2日の『官報』（第1801号）の雑事における大阪府の男女の総養老金下賜人員は、4,876人、同年7月8日の『官報』（第1806号）の雑事における東京府の男女の総養老金下賜人員は5,406人であることから、大日本帝国憲法を記念した沖縄での養老盃下賜人員数は東京や大阪と比べて半数程度であったといえる。

大正天皇の即位を記念した養老盃下賜（大正4年11月10日の『官報號外』）では、宮内大臣が内閣総理大臣に養老盃下賜を委任し、80歳以上に50銭、90歳以上に1円、100歳以上に1円50銭の養老金（「酒肴料」と表記）と木杯が下賜されるとある。翌日の朝日新聞の朝刊（1915年11月11日、東京、朝刊4面）には「御沙汰」（図3「養老竝賑恤下賜」参照）および「内閣告示第七號」として「各府縣へ賑恤（しんじゅ）」（養老金下賜の対象府県および金額）が掲載されており、沖縄には「沖縄縣　金七千四百円」の養老金が下賜されるとある。

明治の沖縄における「養老式」を記録したものとして、沖縄県立博物館・美術館所蔵の八重山の風俗画の「蔵元前広場における養老式典」［石垣市立八重山博物館 1992:1］（図3－1）という絵図がある。

前述の絵図を含む風俗画は、明治18年～23年まで八重山島役所長を務めた西常央（にしつねのり）（1843～1898年）が蔵元絵師に描かせたものである。

画中においては、日の丸の旗が描かれ、各村を表す旗に「老人」や「賀老」の文字［同1992:6］（図3－1a）や子や孫に手を引かれた盛装した長寿者の姿が見られる点、そして、西常央の在職期間を考え合わせると、石垣島における憲法記念（明治22年）の養老式典を描いたものであると考えられている。

『絵が語る明治の八重山』の解説［同1992：21］によれば、紅白幕に囲まれ老人に辞令書を手渡している人物が、西役所長であり、側の役人が名簿を指さして名前を読み上げ中、周りには黒い制服を着た役人が取り囲み、椅子に向かい合って腰かけているのは八重山の代表者であるという［同1992：5］（図3－1b）。ここで注意しなければならないのは、明治の養老式典が、八重山の代表者の立ち会いの下で実施され、会場である蔵元前は、琉球王国時代に八重山において主要な王国の祭典を行う場であった点である。明治以降も、「蔵元前」を養老式の会場とすることで琉球王朝時代の伝統が踏襲されていたといえるだろう。このことは、明治20年代の沖縄において、琉球王国以来の在番の役人の協力や式典の場が不可欠であり、明治政府の沖縄における支配が貫徹していなかったことを如実に表して

いると考える。

一方で、西常央が蔵元絵師に描かせた同時代の風俗画は、日の丸の旗を掲げるような祝賀会や亜鈴体操の様子［同 1992：4］（図3－2）を描いた国家的行事の色調が濃いものであった。

亜鈴体操は、西洋式のリズムに合わせた体の動きを児童に教えこませる意図を有したもので、明治19（1886）年の学校令を機に、本土地域の各県、各市町村の学校を中心に盛んに行われるようになる［三浦 1994］。亜鈴体操などを描いた風俗画は、明治国家が進める近代化の沖縄八重山における状況を記録する性質を持ったものであったと考えられる。同様に「蔵元前広場における養老式典」も国家的祭典の好例として描かれたものの一枚であったのではないだろうか。なぜなら、「蔵元前広場における養老式典」からは、明治20年代の沖縄において近世琉球王国以来の慣習を容認しながらも、長寿者の褒賞を天皇制の枠組みの中に沖縄を同化していくための儀礼とみなそうとしていたことが読み取れるからである。

「臣民」あるいは「皇民化」という観点からとらえるならば、このような例は沖縄だけにみられるものではない。大正天皇の「御大典」（大正天皇の即位儀礼）が地域社会に与えた影響を考察した松田隆行は、「「天盃」と「酒肴料」を「下賜」して高齢者を敬い大切にするということは、「子の父母・祖先に対する敬愛の情」を天皇自らが模範となって行動で示すことに他ならない。こうして示された「子の父母・祖先に対する敬愛の情」は、「祖先崇拝」へ、さらに「敬神崇祖」の精神へとつながっていく。そして、「敬神崇祖」の精神は、「万世一系」の天皇への崇敬へ、さらに、「忠孝」の精神の成立へとつながる」［松田 2011：23］と指摘している。

明治20年代の沖縄における「養老盃下賜」「養老金下賜」は、近世琉球王国下の長寿者褒賞を想起させながらも、「忠孝」を捧げるべき対象を「琉球国王」から「天皇陛下」へと置き換えてゆく一つの過程であったといえる。

以上の例から、明治30、40年代の『琉球新報』の「養老式（会）」は明治政府による国家的な祭典の際に行われた長寿者に対する金品や品物の贈与である「養老盃下賜」「養老金下賜」から名称や形態上、そして理念上の影響を受けたものと考えられる。このことは、琉球処分後、本土地域と同じ枠組みの中に、沖縄の長寿者に対する褒賞が位置づけられたことを意味している。

図３　『朝日新聞』「養老竝賑恤下賜」（1915年11月11日、東京、朝刊４面）

養老竝賑恤下賜

御沙汰

図３－１　蔵前広場における養老式式典

図３－１ａ　村々の旗

図３－１ｂ　辞令の授与

図３－２　亜鈴体操

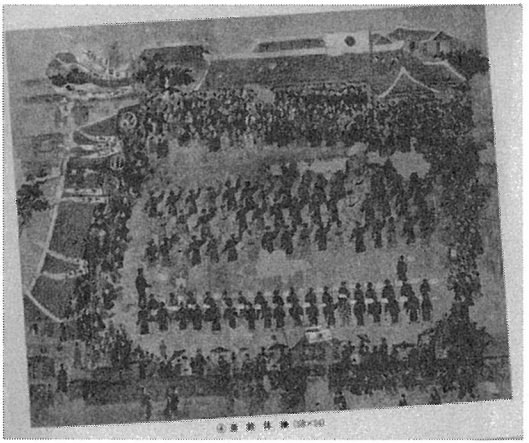

４．風俗改良運動下の生年祝い

明治期に長命を称える「養老式」が行われていた一方で、生年祝い（ショーニンユーエー）については、風俗改良運動下で、祝宴の簡素化が目指された。

生年祝いとは、本土地域の年祝い（七五三、成人式、還暦など）や数え年で男性は25歳、42歳、女性は19歳、33歳を厄年とする観念とは、異なる年齢区分と儀礼形態をもち、本来、生まれ年と同じ干支の年（数え年で、13、25、37、49、61、73、85、97歳）を厄年ととらえ、生まれ年にあたる正月の干支の日（子年生まれなら12廻り目の年始の子の日）に、家の主婦や祖母が無病息災をヒヌカン（火の神）やトートーメー（祖先の位牌）などに御願（ウガン）（お祈り）を行い、翌年には晴厄（ハリヤク）をおこなう慣習であった。

現在の生年祝いにおいては、13～49歳までの生年祝いは御願のみで祝宴が行なわれることがほとんどなく、61歳以降の生年祝いにおいて祝宴が行われることが多い。特に、85歳を過ぎた88歳の祝いと97歳祝いは、それぞれトーカチ祝い（米寿）、カジマヤー祝いと呼ばれ、人生最後の祝いという認識が強い。近年では、ホテルや宴会場を貸し切って祝宴が催され、親族や友人、縁のある人々を招待し、子や孫が余興を披露し、健康長寿を祝い、長寿にあやかる「長寿祝い」として沖縄社会の中に定着している。

生年祝いの歴史的な変容を民俗学の視点から考察した古家信平は、本部町の字の総会で決まった規定などを参考にして、明治末から親類縁者や知人を招き、酒や料理を盛大に振

る舞うことが禁じられる傾向が表れ、その風潮が大正、昭和の初めと続き、特に、昭和の太平洋戦争間際になると、時局の悪化によって、85歳の生年祝い、88歳のトーカチ祝いなどの生年祝いを含む祝い事が規制されるようになったと述べている[古家 2009：76-80]。

実際、『北谷町史』[同 2005：482-485] では、宜野湾の風俗改良会の懇談会で話し合われたこと（「中頭通信」）を取り上げ [琉球政府 1969: 24-25]、北谷町（北谷村）においても、生年祝いを61歳の生年祝い（61歳、73歳、85歳、97歳）から盛大に祝い、それ以下（13歳、25歳、37歳、49歳）については家人だけで祝うようにとの決まりができたことが記されている。また、近年は、寿命が延びたことで、73歳以降を派手に祝うとされている。なお、下記に引用している『北谷町史』の「誕生祝」とは、「生年祝い」を指している。

三、出産祝の習慣改良の件

左の件々を決議す。

(1) 出産祝は産後七日目・一日に限る。但、当日と雖とも夜半を過ぎざること。

(2) 産後六日間は歌舞音曲を禁ずること。

(3) 祝に招待すべき者は再従兄弟迄四隣とする。但、本項の外特別に招待すべきものは、其村総頭の許可を受くべし。

(4) 招待を受ざるものは、一切隣接すべからず。

(中略)

八、誕生祝の来客を出生祝と同様にするの可否。

右は六十一歳に至らざれば、祝いをせず。但、家人のみにてなすは差支なし。

[同 2005：482-488]

『宜野湾市史』[同 1985：442] においても、61歳以前は家族だけで行われる傾向があるが、61歳以上は親類縁者が集まり盛大に行われたとある。宜野湾市内でも、野嵩では大正・昭和初期まで13、49歳の祝いも盛大に行っていたという。市の北部の宜野湾・野嵩・普天間等に対して、宇地泊・真志喜・大山などは質素で、特に大山はほとんど御願と家族のみの内祝いに留まっているとされる。近年では、生年祝いは平均寿命の延びと経済的な豊かさによって73歳以上を盛大に祝い、部落によっては合同祝いを実施しているところがある。

『勝連町史』[同 1966：161] でも、生年祝いが祝われるのは61歳以降としているが、戦後になると生活改善運動の趣旨に従って、73歳以上の生年祝いが質素に行われ、1957、

8年から73歳以上を部落の合同祝いにあらため、個人的に祝賀客を招待することを禁じるようになったと記されている。

薩摩藩による琉球王国への侵攻以前は、琉球王国に属していた奄美の奄美大島や喜界島においても、かつて女性の13歳の祝いが派手に祝われていたが、近年では、61歳以前の生年祝いは行われないか、家族の内で質素に行われるという［田端1992;拵1990］。また、八重山の石垣島においても、かつては、61歳の祝いが最も盛んであったが、61歳以降の祝いの方が華やかであると書かれている［宮城1972］。

以上の例は、沖縄全域を網羅しておらず、年代もはっきりしないが、61歳以下の生年祝いは、簡素化する傾向にあったと言える。宜野湾市の一部や勝連町では、家族や親類縁者を集めて自宅で行う祝いから部落単位で一括して祝う合同祝いが行われるようになっており、風俗改良の趣旨に従い各家庭の経済的負担を少しでも軽くするためだったと考えられる[6]。

61歳以前の生年祝いは祝宴の簡素化が図られたのに対して、なぜ61歳以上の老人に対する生年祝いの祝宴は簡素化する傾向がみられなかったのかについてはさらなる考察が必要であるだろう。

風俗改良運動における風俗の統制や管理の対象がどの世代を対象としていたかを考えることで、61歳以前の生年祝いの祝宴の簡素化がはかられた背景がみえてくると考える。

風俗改良運動において統制や管理が厳しかった琉球王国以来の習俗として、毛遊び（モーアシビ）や針突（ハジチ）が挙げられる。

モーアシビとは、夜に若い男女が集落外れの野辺などに集まり、三線や舞踊を互いに披露し合うもので、男女の出会いの場となっていた。風俗改良運動においては、性の乱れの象徴とされ、明治30、40年の郡や字が出した通信などにおいて「改良」すべき対象とされた［井谷2013］。例えば、明治32（1899）年の『琉球新報』（明治32年1月19日）の「国頭だより（風俗改良）」では、大宜味村間切喜如嘉において風俗改良策が話し合われ、「一、村内道路に放歌をなす事　二、路頭に於て三味線を弾き男女打集ひて夜遊ひをなす事　三、刺文を施す事」［琉球政府1969：23-24］の三点が悪風として禁じたとある。二点目の「二、路頭に於て三味線を弾き男女打集ひて夜遊ひをなす事」とはモーアシビのことを指しており、改善すべき悪習とされていたといえる。また、明治42（1909）年の島尻郡青年会の娯楽調査では、モーアシビは「在来のものにして禁止すべきもの　毛遊び」［琉球政府1966：611］となっている。

他方、ハジチは10代の中頃から20歳頃の女性が手の甲に刺青を入れる慣行であり、「大和に連れて行かれないため」「入れ墨をしないと神を拝めない」などの俗信がみられ、琉

球王国下においては施術の痛みに耐えられた我慢強い女性の証として嫁入り前に施術することが好まれていた［瀬川 1969、宮城 1968］。明治以降は、沖縄の「野蛮な」習慣とされ、風俗改良運動が本格化する明治32年の『琉球新報』における「刺文其他須要の事項に関する違警罪の励行」（明治32年10月21日）という記事では、公的にハジチが禁止されたことを記し、記事の冒頭において、ハジチを「野蛮の遺習たる婦人の刺文」と表象している［琉球政府 1969：50］。同年の「婦人の刺文に就いて」（明治32年10月23日）では、乳飲み子にハジチが施されたことを「島尻地方に於いては、本誌の記事（前述の「刺文其他須要の事項に関する違警罪の励行」のこと）を見て大騒ぎをなし、愚民相争ふて、口尚ほ乳臭の幼女に刺文を為さしめ」［括弧内引用筆者注、琉球政府 1969：51］たと伝え、ハジチが犯罪となったことによる混乱を報じている。

以上のモーアシビの取り締まりやハジチの禁止は、風俗改良運動が第一に若年・壮年世代の風俗の統制や管理を目的としていたことを示している。このことは、その他の沖縄の旧慣習においても、若年・壮年世代に対して厳しいまなざしが向けられていたことが考えられ、61歳以前の生年祝いの祝宴において若年・壮年世代が中心となることを避ける意味合いがあったのではないかと考える[7]。また、長命をたたえる意図をもつ「養老式」が同時期に行われ始めたことを考えるならば、61歳以降の生年祝いも長命を祝うものであり、当時の沖縄における統治施策と61歳以降の生年祝いは矛盾することなく、共存されうるものであったといえるだろう。

おわりに

本稿では、主に明治30年代以降の同化政策下における沖縄県（明治政府）の文化政策が長寿者を取り巻く習俗や長寿者のイメージに与えた影響を、近世琉球王国期の『球陽』の長寿者褒賞と県や字単位の長寿者の褒賞制度であった「養老式」との形式上ならびに意味付けの差異や風俗改良運動下の生年祝いの規制のされ方などから考察してきた。

近世琉球王国下において長寿者の褒賞は、長寿者だけでなく孝行者に対しても冠位を授けることが行われていた点から儒教の忠孝の精神を体現するものであったといえるだろう。長命の老人や養老式（会）を報じた明治30年、40年代の『琉球新報』には、子宝に恵まれ、健康であるとの長寿者のイメージが変わらず見られる一方、長寿の秘訣を探り、長生きの理由を明らかにしようとする見方が登場したことが読み取れ、このことは当時の沖縄の知識人層の間で「内地並みになること」が目指され、「沖縄文化の優位性」が主張

され始めたことと関係している可能性を指摘した。明治期の「養老式」や「養老会」と称される長寿者の褒賞は、近世琉球王国以来の伝統を一部温存させながらも褒賞を授けるのは「天皇」であり、明治日本の枠組みの中に長寿者の褒賞やその公的な立場や役割を組み込むものであった。風俗改良運動下において61歳以前の生年祝いの祝宴が簡素化された背景には、風俗改良運動が第一に若年・壮年世代の風俗の統制や管理を目的としたことが考えられ、61歳以上の生年祝いの祝宴は長寿の祝いにあたり「養老式」などの明治政府の文化政策と矛盾することがなかったために61歳以上の生年祝いの祝宴は長寿祝いとして行われ続けたと考える。

本稿は明治の同化政策がとられはじめる前後の僅かな期間かつ一断面をとらえたのみであるが、その後の沖縄における長寿者めぐる習俗や表象の変容や変遷を考える上で糸口になると考える。近世琉球王国から明治期における長寿者の褒賞の形式や意味付けの差異、県や字単位の長寿者の褒賞と61歳以降の生年祝いとの長寿祝いとの関係性、当該期の本土地域との比較など、まだまだ検討するべき余地がある。同化政策下の沖縄において長寿者に向けられた眼差しを読み取ること、また読み取ろうとすることは、沖縄の人びとが経験した近代を読み解くことに繋がっている。

注

1) 慶長14（1609）年の薩摩藩による琉球侵攻によって、奄美地域が薩摩藩の実質的な支配下に入り、税の負担などの搾取を受け、薩摩藩を介して徳川幕府とも間接的な従属関係を持っていたものの、清国との冊封・朝貢関係は、東アジアの伝統的国際秩序に基づく公の宗属関係であり、内政においては自治権をもつ海洋国であった。日本（薩摩藩）と中国（清）との二重の支配秩序関係については、近年、渡辺美季などが、琉球王国と薩摩藩との交易船の清への漂流・漂着事件の実態の解明・分析を通して「中国（主に清）に対する琉日関係の隠蔽」政策が日中の狭間にある琉球にとってどのような意味があり、作用していたのかという観点から「中（清）－琉－日」の関係をとらえ直すこころみを行っている［渡辺 2005］。

2) 日本（明治政府）や天皇に対しての忠誠心の欠如に関しては、「琉球処分」後の沖縄における旧琉球士族層の清への密航と「救国」の活動、また、明治40（1910）年の「本部事件」における一連の徴兵制（沖縄県においては明治31年より土地整理法とともに施行）への反発などが例として指摘されることが多い。

3) 近世琉球とは、慶長12年の島津氏（薩摩藩）による琉球侵攻から「琉球処分」（明治5年～12年）まで、14世紀から続く中国（明清）との君臣関係（冊封・朝貢）を維持

しながら日本（幕藩制国家）の支配領域にも属していた期間を指す。

4)『球陽』は、鄭秉哲らによって1743年から1745年に初回の編纂が行われた後、書き継がれ、明治9（1876）年の項で終わる。正巻22、付巻4、外巻3（『薬老説伝』）、外巻付巻1からなり、漢文で綴られた琉球王国の正史としての性格を持つ。その内容は、歴代国王の事績と国事を中心に天変地異、社会風俗、外交関係など、記された内容は多岐にわたっている。

5) 本稿においては「黄冠位ノ妻」との呼称があるとの指摘にとどまり、どのような意味がこめられていたのかなどを考察することができなかった。今後の課題として文献調査をすすめたい。

6) 各郡や字での行われていた「養老式」が合同祝いの形式をとっていたことは、戦前・戦後において生年祝いが合同で行われる際のモデルとなった可能性が考えられる。

7) 針突の施術およびモーアシビへの参加の基準年齢が、13歳の生年祝い後に設定されている例があり［瀬川1969］、13歳の生年祝いを経た針突の施術およびモーアシビへの参加という一連のプロセスはシマ社会の中で「一人前」と認められるための通過儀礼として捉えることができると考える。

参考論文・文献・URL一覧

安達義弘1991「沖縄における長寿者の儀礼―その現行民俗行事を中心として」『九州文化史研究所紀要』36号

――――1999「老人文化と長寿者の儀礼」『福岡国際大学紀要』2号

井谷泰彦2013「モーアシビ（毛遊び）と風俗改良運動に関する一考察」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊20号・2

嘉納英明2010「近代沖縄における風俗改良運動と学事奨励に関する一考察―北谷間切を中心として」『飛梅論集』10号

玉木園子2001「沖縄青年会―夜学会から沖縄県青年会まで―」『史料編集室紀要』26号

都築晶子2002「蔡温の「国」の思想―唐と大和の間で―」『人文学報』86号

松田隆行2011「大正天皇の「御大典」と地域社会―天皇の即位儀礼と国民統合―」『花園史学』32号

渡辺美季2005「清に対する琉日関係の隠蔽と漂着問題」『史学雑誌』第144編、11号

朝日新聞社　『朝日新聞』1915年11月11日、東京、朝刊4面

アンダーソン、ベネディクト　白石隆・白石さや訳2007（1983）『定本　想像の共同体―ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山

石垣市立八重山博物館 1992 収蔵品目録『絵が語る明治の八重山』八島印刷
伊波普猷・外間守善校訂 2000(1911)「琉球史の趨勢」『古琉球』岩波書店
大蔵省印刷局 1887-1915『官報』『官報號外』日本マイクロ写真
沖縄市史編集 1986「近世期の新聞にみる歴史」『沖縄市史』第8巻資料編7
沖縄県教育委員会 1989「民俗」『沖縄縣史』第22巻各論編10
沖縄県文化振興会史料編集室編 2011「近代」『沖縄県史』第5巻
勝連村役場 1966『勝連村史』勝連村
宜野湾市史編集委員会 1985「第7章　人生儀礼　第三節　生年祝い・晴厄」『宜野湾市史』第5巻資料編4
倉石あつ子、小松和彦、宮田登編 2000「年祝い」『人生儀礼事典』小学館
拵嘉一郎 1990「6 阿伝を中心とした喜界島の食生活と年中行事　その他の諸行事」『喜界島風土記　神奈川大学日本常民文化叢書1』平凡社
崎浜秀明 1984『蔡温全集』本邦書籍
スミッツ、グレゴリー　渡辺美季訳 2011『琉球王国の自画像』ぺりかん社
瀬川清子 1969『沖縄の婚姻』岩崎美術社
田端千秋 1992「Ⅱ奄美の人生儀礼　2 年祝い」『南島文化叢書14　奄美の暮らしと儀礼』第一書房
鄭秉哲編・桑江克英訳注 1971『球陽』三一書房
北谷町史編集委員会 2005『北谷町史』第一巻通史編
名嘉真宜勝 1999「Ⅲ生年祝いと厄年」『沖縄の人生儀礼と墓』沖縄文化社
古家信平 2009「年祝いにみる擬死再生」『日本の民俗12　南島の暮らし』吉川弘文館
ヘネップ、ファン　綾部恒雄・綾部裕子訳 2012(1909)『通過儀礼』岩波書店
松田京子 2003『帝国の視線　博覧会と異文化表象』吉川弘文館
三浦雅士 1994『身体の零度：何が近代を成立させたか』講談社
宮城栄昌 1968『沖縄女性史』沖縄タイムス社
宮城文 1972「第四編　人の一生　第六章　マリドゥシヌヨイ（生年祝い）」『八重山生活誌』沖縄タイムス社
琉球新報社 1990『新琉球史―近世編（下）―』琉球新報社
琉球新報社編 1998『沖縄コンパクト事典』琉球新報社
琉球政府 1966「教育」『沖縄県史』第4巻
琉球政府 1969「新聞集成（社会文化）」『沖縄県史』第19巻資料編9
屋嘉比収 2010『＜近代沖縄＞の知識人　島袋全発の軌跡』吉川弘文館

吉見俊哉 1992『博覧会の政治学―まなざしの近代―』中央公論社
朝日新聞記事データーベース　聞蔵Ⅱビジュアル
http://database.asahi.com/library2/main/start.php（最終閲覧日：2014 年 6 月 14 日）
国立国会図書館　国立国会図書館デジタル化資料　官報
http://dl.ndl.go.jp/#kanpo　（最終閲覧日：2014 年 6 月 23 日）